

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会長 }
(公社)全日本不動産協会鹿児島県本部長 } 様 (連名)

鹿児島県土木部建築課長

宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う宅地建物取引業者免許申請等様式
の変更及び申請等の受付について (通知)

本県の宅地建物取引行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)の一部が改正され、宅地建物取引業の免許申請(新規・更新)及び変更届出(手続名称についても令和7年4月1日から、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出」から「変更届出」に変更。)に係る様式の一部が改正され、令和7年4月1日受付分から適用されることになったところです。

今般、改正後の申請・届出様式一式、提出書類一覧ほかについて、鹿児島県ホームページの下記ページに関係情報を掲載しましたので、貴団体会員に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、令和7年4月1日以降に旧様式で申請又は届出がされた場合においては、新様式により再度作成いただいた上で受け付けることとなりますので、この点につきましても重ねて周知くださるようお願いいたします。

記

1 鹿児島県ホームページにおける掲載箇所

(1) 『免許の申請』

[鹿児島県／免許の申請 \(pref.kagoshima.jp\)](http://pref.kagoshima.jp)

(2) 『宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出』

[鹿児島県／宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出 \(pref.kagoshima.jp\)](http://pref.kagoshima.jp)

2 様式改正の概要

別紙のとおり

(問合せ先)

鹿児島県土木部建築課 (宅建担当)

TEL 099-286-3704

FAX 099-286-5635

e-mail takken@pref.kagoshima.lg.jp